お使いの無線機は大丈夫ですか?

<総務省東海総合通信局からのお知らせ>



原則として、電波を発射するには無線局の免許又

は登録が必要です。(無線局免許がない無線機の電源がオ フ、またはマイクやアンテナが外されている状態でも、すぐに 電波の発射が可能な状態に復元できる場合は、電波法違反にな ります。)

不法無線局(免許されません)

不法市民ラジオ(不法CB無線)



不法CB無線機

送受信機とアンテナが 分離。ブースターを接 続して1kWを超える 電力を送出する不法無 線局がある。

【不法無線局による主な妨害事例】

- スピーカーやドアフォン等家電製品の音声 に混信。
- 電子機器(OA機器等)が誤作動
- 漁業用無線が使用できなくなる。

不法パーソナル無線



以前は免許制度がありました 🌃 🍆 が、現在合法に運用できる無 パーソナル無線機線局は存在しません。

【不法無線局及び改造機による主な妨害事例】 ・携帯電話が使用できない。

| | |外国規格のトランシーバー (FRS、GMRS等)



ターネット通販サイト等で販売され るが、国内規格の無線機(簡易無線局用無線 安価(数千円程度)であり、「通話距離が<mark>長</mark> チャンネル数が多くて便利」と宣伝される。防災行政用無線や放送事業用無線等 の重要無線通信に妨害を与え

会社のダンプ、トラックにアマチュア無線機を設置している方へ

【アマチュア無線はルールを守って正しく使いましょう】

- 仕事に使っては、いけません。
 - 公共事業や復興事業であっても、営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。 (業務用通信を行う場合は、簡易無線等を使用しましょう。)
- コールサインは、必ず言いましょう。 不法局と誤解されないために、通信のはじめと10分に1回はコールサインを送信しましょう。
- 免許された内容で、運用しましょう。
- 周波数の使用区別を守りましょう。 https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/denpa/siyoukubetu/index.html (総務省ホームページへ)
- 総務省では、不法電波を監視しています。

お問い合わせ先:総務省東海総合通信局 電波監理部監視調査課

TEL: 052-971-9472

https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/

電波法令によ

アマチュア無線は、

仕事

アマチュア無線は、

アマチュア無線は 仕事に使えません!

~免許をもっていても 電波法違反です~

電波法に違反すると

Case1

アマチュア無線を 仕事に使用したら 1年以下の懲役 または 100 万円以下の罰金

Case2

免許を受けずに開設・ 運用したら

1年以下の懲役 または 100 万円以下の罰金

仕事には、こんな無線が便利です! 無線従事者資格もコールサインも必要ありません。

●デジタル簡易無線(登録局)

せん。

無線機同士で直接通信ができます。携帯電 話の電波が届かないエリアでも利用できま す。秘話機能が使えます。通信料はかかりま

I P無線

携帯電話の通信網を利用して、無線機同士 で通信ができます。携帯電話が利用できるエ リアであればどこでも利用でき混信しませ ん。通信料がかかります。

●トランシーバーアプリ

専用の無線機の購入は不要で、スマート フォンにアプリを入れて利用できます。無料 のものと有料のものがあります。

動にも活用されています ぱら個人的な無線技術の興味によっ ボランティア活動などの社会貢献活 た無線技術への興味による趣味とし の人との交信や無線機の工作といっ て行う」ものとされており、 て知られています また、今日では、非常災害時等の 金銭上の利益のためでなく、もっ 世界中

> 仕事で使う無線は、デジタル することはできません の営利法人等の営利活動) などが便利です。状況に応じて、 無線(登録局)、特定小電力無線 IP無線、トランシーバーアプリ



ルールを守って楽しみましょう。